

豊丘村農業委員会会議録（6月）

1 開会日時 平成29年6月22日（木） 午後1時30分～

2 開会場所 役場2階 全員協議会室

3 出席者

△…遅刻 □…早退 ×…欠席

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	原 弘	○	11	今村 篤	○
2	松村 雄一	○	12	福澤美枝子	○
3	松村 明彦	○	13	宮下 友治	○
4	栗澤 友子	○	14	壬生 善廣	○
5	原 利夫	○	15	武田 登	×
6	丸山 恒夫	○	16	原 豊	○
7	市澤 京子	○	17	酒井 富義	○
8	篠塚 努	○	18	松尾 徹	○
9	大原偉加志	○	19	宮下 幸一	○
10	竹村 勝利	○			

4 参与者 営農センター 鹿角  
地域連携推進委員 北澤  
普及センター 松盛  
移住定住専任 宮島（休憩後から）

5 事務局 産業建設課長・松村農政係長・宮澤

6 議事 別紙のとおり

7 閉会時刻 午後4時35分

議長 \_\_\_\_\_

署名委員

18番 \_\_\_\_\_

19番 \_\_\_\_\_

議 長	会長あいさつ
議 長	議事録署名委員 18 番・19 番を指名。 それでは議事に入ります。議案 (1) 農地法に基づく申請の審議についての審議を行ないます。まず、農地法第 18 条の規定による通知報告の合意解約が提出されておりますので、事務局説明願います。
事 務 局	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知No.20 朗読。
議 長	第 18 条については報告のみということですが、質問意見はどうか。(質問、意見無し) では続きまして、3 条について、事務局説明願います。
事 務 局	2 件について朗読。No. 5 については、空き家バンクに登録した空き家に附属する農地を取得する場合の特例によるもの。2 件について説明後、No. 4 について地元委員の原会長から詳細を説明。
議 長	それでは、一つずつ確認しますが、No. 4 について何か質問はございませんか。(質問、意見無し) 本案件について、採決をとります。原案どおり認める方の挙手を求めます。(全員挙手) 全員賛成で認められました。続いてNo. 5 について松村明彦委員から詳細について説明をお願いします。
3 番 (松村)	No. 5 についての詳細を説明。
議 長	No. 5 について質問はありませんか。(質問、意見無し)採決をとります。原案どおり認める方の挙手を求めます。(全員挙手) 全員賛成で認められました。続きまして、第 5 条の説明を事務局からお願いします。
事 務 局	事務局 1 件について朗読。その後、担当委員 (原会長) からの詳細説明。
議 長	何か質問はございませんか。(質問、意見無し) 本案件について、採決をとります。原案どおり認める方の挙手を求めます。(全員挙手) 全員賛成で認められました。続いて 5 条についての説明をお願いします。
事 務 局	2 件について朗読。No. 4 の案件中、譲受人の自治会名を「上市場」から「木門」に、譲渡人の自治会名を「上村」から「松川町」に修正のお願い。 No. 4 については、転用事由は駐車場であるため、県への意見聴取が有りの案件。譲受人については自宅で自営業を営んでおり、既存の駐車場が手狭であることから、今回の申請があったものである。 No. 5 については、転用事由が住宅といったもの。 事務局説明後、No. 4 については地元委員である原会長から詳細説明。
議 長	質問はございませんか。(質問、意見無し)本案件について、採決をとります。原案どおり認める方の挙手を求めます。(全員挙手) No. 4 について、全員賛成で認められました。続いてNo. 5 について、栗澤委員から説明をお願いします。
4 番 (栗澤)	No. 5 についての詳細を説明。
議 長	質問はございませんか。
19 番 (宮下)	聞くところによると、先程の 18 条で解約した面積が 583 ㎡で、今回の 5 条

	<p>申請が 265 m<sup>2</sup>となっているが、分筆して2軒建つと聞いているが、そういうことでよろしいか。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>残った農地について、当面は地権者が業者に委託して草刈りなどの管理をする旨を申請段階で確認しています。</p> <p>他に質問や意見はありませんか。なければこの案件は意見聴取はなしということで、採決をとります。原案どおり認める方の挙手を求めます。(全員挙手) No.5について、全員賛成で認められました。続いて(2)農用地利用集積計画の策定について、事務局から説明願います。</p>
<p>事務局 議長 6番(丸山)</p>	<p>新規の案件6件について事務局朗読。</p> <p>地元の農業委員で今の案件について補足をされる方はいますか。</p> <p>No.3の中平の案件について、〇〇については手広く農業を行っているが、収穫残さが残っていたことがある。村の認定農業者でもあるので、環境に配慮していただくよう、事務局にお願いしたい。</p>
<p>議長</p>	<p>他に質問はございませんか。(質問、意見無し)原案どおり認める方の挙手を求めます。(全員挙手) 全員賛成で認められました。</p> <p>続いて、所有権移転農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 議長 事務局長</p>	<p>1件について事務局から説明。</p> <p>譲り受ける畑は何を耕作するのか。</p> <p>進入路を作っている。前段の時(〇〇さんから公社が買い受ける時)に農業委員会の中でもそのような話しがあった。</p>
<p>議長</p>	<p>圃場については、食用百合・行者にんにくをやるとのこと。もちろん農地として使用する。</p> <p>他に質問はありますか。(質問、意見無し)採決をとります。原案どおり認める方の挙手を求めます。(全員挙手) 全員賛成で認められました。</p> <p>続きまして(3)非農地証明の交付について、まずは事務局から説明し、その後、担当農業委員の意見を聞くことにします。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>非農地証明願が出てきた経過、現地調査の状況報告について説明。</p> <p>資料を見て、本当に非農地にしても良いかという点について、担当委員から意見を求めます。</p>
<p>2番(松村)</p>	<p>堂平会所付近の2筆については、耕作されているため農地と判断した。</p> <p>道路沿いの3箇所は何十年も耕作をしておらず、とても農地には見えないため、非農地と判断した。</p>
<p>議長</p>	<p>非農地と判定した3筆の隣はどのような状況か。</p>
<p>2番(松村)</p>	<p>他の方の梅畑と田んぼとなっているが荒れている。</p>
<p>議長</p>	<p>部分的に非農地判定して、周りの農地への支障はないのか。</p>
<p>2番(松村)</p>	<p>周辺の農地も既に非農地に近い。</p>
<p>事務局長</p>	<p>非農地判定した3筆について、多面的機能支払と中山間地直接支払の対象</p>

<p>参与者北澤 議長</p>	<p>農地となっていないか。 対象農地となっていない。 会所付近の2筆については、農地として残す。残りの3筆については、非農地とするということで、これ以上質問がなければ採決をとってよろしいか。 (質問、意見無し)原案どおり認める方の挙手を求めます。(3名反対)賛成多数ですので、会所付近の2筆については農地として、残りの3筆については非農地とします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議案の審議を終了いたします。</p> <p>協議事項及び諸報告</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 農地パトロールについて</li><li>(2) 農業委員会視察について</li><li>(3) 農地耕作条件改善事業について</li><li>(4) 第2回 農業委員会役員会について</li><li>(5) 6月農地相談報告(無し)</li><li>(6) 各種委員会報告</li><li>(7) 営農センター・普及センター・移住定住専任から</li></ol> <p>次回農業委員会 平成29年7月20日(木)午後1時00分から</p>
---------------------	--